

八戸市こどもの居場所づくりコーディネート事業業務仕様書

1 業務名

八戸市こどもの居場所づくりコーディネート事業業務

2 業務の目的

市内各地域の特性を捉えながら、子ども食堂をはじめとしたこどもの居場所の把握やネットワーキング、新規開設や運営相談等を行うコーディネーターを配置することにより、地域におけるこどもの居場所づくり支援体制の強化を図り、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進することを目的とする。

3 履行場所

八戸市内

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 業務内容

次に掲げる要件のいずれかを満たし、地域の実情に応じたコーディネートができる者（こどもの居場所づくりコーディネーター。以下「コーディネーター」という。）を1名以上配置し、令和7年10月1日から相談窓口を設置した上で、下記(1)～(6)の業務を行うこと。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- ・ こどもの居場所に対して熱意及び深い知見を有する者
- ・ 地域の実情に精通し、関係機関等との連携や信頼関係の構築を適切かつ円滑に行うことができる者
- ・ こどもの居場所を継続的に運営している者

(1) こどもの居場所に関する地域資源の把握と広報

- ・ 子ども食堂をはじめとしたこどもの居場所や活動状況を把握し、web サイトやSNSなどを活用して積極的な広報活動を行う。

(2) こどもの居場所同士や関係機関等とのネットワーク形成

- ・ こどもの居場所に関する団体同士や関係機関等をつなぐネットワークを構築し、運用する。
- ・ こどもの居場所同士の情報交換や支援ニーズの把握を行うため、関係機関等も含めた情報交換会を年2回以上開催する。

(3) こどもの居場所の開設・運営に関するサポート

- ・ 子ども食堂をはじめとしたこどもの居場所の開設相談及び運営相談に随時対応する。
- ・ こどもの居場所づくり関係の民間団体補助金等の情報を収集し、運営団体等への情報提供や申請支援を行う。

(4) こどもの居場所の利用に関するサポート

- ・ こどもの居場所の利用を希望するこどもと保護者の相談に随時対応し、利用希望者がこどもの居場所を円滑に利用できるようサポートを行う。

(5) 子ども食堂に対する食材支援のマッチング

- ・ 子ども食堂に対する企業等からの食材支援のマッチングを行う。
- ・ 支援食材の分配に係る調整、一時保管、分配を行う。（現在市が実施している特定企業からの支援食材に係る受取等を含む。）

(6) その他、地域の居場所づくりの推進に必要な業務

- ・ 地域におけるこどもの居場所づくりの機運醸成を図るため、こどもの居場所の認知や理解を促進させる啓発活動を実施する。
- ・ 市民、各種団体、企業等に対してこどもの居場所づくりについて積極的な支援の働きかけを行う。

6 業務実施体制

- (1) コーディネーターの勤務時間数は、週 30 時間程度を目安とする。
- (2) 本業務に支障が生じないように、その他適切な人員（スタッフ 1 名）を配置すること。

7 実施状況の報告等

- (1) 契約締結後 10 日以内に、業務実施計画書を提出すること。
- (2) 本仕様書「5 業務内容」に記載する各業務の進捗状況を 2 か月毎に取りまとめ、下記の期日までに定期報告書を提出すること。
 - ①10 月、11 月分：令和 7 年 12 月 10 日
 - ②12 月、1 月分：令和 8 年 2 月 10 日
 - ③2 月、3 月分：令和 8 年 4 月 10 日
- (3) 情報交換会実施後 10 日以内に、情報交換会議事録を提出すること。
- (4) 業務完了後 10 日以内に、業務実績報告書を提出すること。

8 再委託

受託者は、本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部の委託について、市に確認の上、承諾を得た場合はこの限りではない。

9 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報保護に関する法律等の法令を遵守し、業務上知り得た個人情報については、いかなる場合も第三者に漏洩してはならない。

10 その他

- ・ 委託料は、契約締結後受託者の請求に基づき前金払により支払うものとする。
- ・ 業務の履行に当たって、労働基準法その他関係法令を遵守すること。
- ・ 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者が負担するものとする。
- ・ 本業務の履行の過程に生じた成果物の著作権その他の知的財産権は、委託者に帰属するものとする。
- ・ 受託者は本契約終了時（契約解除により契約が終了した場合を含む。）、本業務を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、本契約期間中に引継期間を設け、次期受託者が円滑に業務を行えるよう十分な引継ぎを行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、委託者と受託者が協議をして決定するものとする。